

# 大分県報

平成三十一年  
第三〇六八号  
三月十九日

（火曜日）

## 目次

### 教育委員会規則

教育職員免許状に関する規則等の一部改正……………一

### 告 示

- 生活保護法等による指定医療機関の名称変更……………六
- 生活保護法等による指定医療機関の所在地変更……………六
- 生活保護法等による指定医療機関の廃止……………六
- 生活保護法等による指定医療機関の休止……………七
- 土地改良法による換地処分（二件）……………七
- 土地改良法による換地処分の届出（土地改良事業共同施行）……………七
- 道路区域の変更……………七
- 道路の供用開始……………八
- 公 告……………八
- 競争入札参加者の資格に関する公示……………八
- 一般競争入札の実施……………一〇

### ○教育委員会規則

教育職員免許状に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十一年三月十九日

大分県教育委員会

大分県教育委員会規則第一号

### 教育職員免許状に関する規則等の一部を改正する規則

（教育職員免許状に関する規則の一部改正）

第一条 教育職員免許状に関する規則（昭和三十七年大分県教育委員会規則第五号）の一部

平成三十一年三月十九日

大分県報（教育委規則）

を次のように改正する。

第三条中「教科に関する科目、教職に関する科目、教科又は教職に関する科目」を「領域に関する専門的事項に関する科目、保育内容の指導法に関する科目、教諭の教育の基礎的理解に関する科目等、大学が独自に設定する科目、教科に関する専門的事項に関する科目、各教科の指導法に関する科目」に、「養護又は教職に関する科目」を「養護教諭・栄養教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」に改める。

「第三章 単位のてい減」を「第三章 単位の通減」に改める。

第四条第一項中「教科に関する科目の欄、教職に関する科目の欄及び教科又は教職に関する科目の欄」を「領域に関する専門的事項に関する科目の欄、保育内容の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等の欄、大学が独自に設定する科目の欄、教科に関する専門的事項に関する科目の欄及び各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等の欄」に、「教職に関する科目の欄及び養護又は教職に関する科目の欄」を「養護教諭・栄養教諭の教育の基礎的理解に関する科目等の欄及び」に改め、同項第一号イの免許法施行規則第十四条の場合の表及び免許法施行規則第十二条の場合の表中

教科に関する科目	教職に関する科目	教科又は教職に関する科目
----------	----------	--------------

領域に関する専門的事項に関する科目	保育内容の指導法に関する科目	大学が独自に設定する科目
-------------------	----------------	--------------

め、同号口の表の在職年数の項中「教科に関する科目」を「領域に関する専門的事項に関する科目」に、「教職に関する科目」を「保育内容の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」に改め、同項第二号イの免許法施行規則第十四条の場合の表及び免許法施行規則第十二条の場合の表並びに口の表、第三号イの免許法施行規則第十四条の場合の表及び免許法施行規則第十二条の場合の表並びに口の表並びに第四号イの免許法施行規則第十四条の場合の表、免許法施行規則第十二条の場合の表、第二十九年改正法附則第八項の適用を受ける場合の表、免許法施行規則第三十八項の適用を受け、修業年限三年の看護師養成施設を卒業し、看護師の免許を有する場合の表及び免許法施行規則附則第三十八項の適用を受け、修業年限二年の看護師養成施設を卒業し、看護師の免許を有する場合の表中







第三条の二を次のように改める。

(大学が独自に設定する科目)

第三条の二 大学が独自に設定する科目の単位修得方法は、次の各号に掲げる免許状の授与を受ける場合に応じ、それぞれ定める科目について修得するものとする(高等学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合にあつては、「一種免許状又は二種免許状」とあるのは「一種免許状」と読み替えるものとする)。

一 専修免許状 領域に関する専門的事項に関する科目、保育内容の指導法に関する科目、教諭の教育の基礎的理解に関する科目等、教科に関する専門的事項に関する科目又は各教科の指導法に関する科目

二 一種免許状又は二種免許状 領域に関する専門的事項に関する科目、保育内容の指導法に関する科目、教諭の教育の基礎的理解に関する科目等、教科に関する専門的事項に関する科目若しくは各教科の指導法に関する科目又は大学が加えるこれらに準ずる科目

第五条第二号及び第三号を次のように改める。

二 養護教諭・栄養教諭の教育の基礎的理解に関する科目等の単位の修得方法は、次の表の定めるところによる。

第一欄	修得		基準	単位数
	第二欄	第三欄		
各科目に含めること	教育の基礎的理解に関する科目	道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目	道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目	教育実践に関する科目
目的	教育の基礎的理解に関する科目	道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目	道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目	教育実践に関する科目
含むこと	教育の基礎的理解に関する科目	道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目	道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目	教育実践に関する科目
修得すること	教育の基礎的理解に関する科目	道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目	道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目	教育実践に関する科目
を必	教育の基礎的理解に関する科目	道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目	道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目	教育実践に関する科目

平成三十一年三月十九日

大分県報(教育委規則)

五

要件とする単位	対	全への理解
八	二以上	二以上
五、七	二以上	二以上
三、四	一以上	一以上
備考	一 第三欄及び第四欄に掲げる科目は、各科目に含めることが必要な事項のうち一以上の事項について修得するものとする。	

三 大学が独自に設定する科目の単位修得方法は、次の各号に掲げる免許状の授与を受ける場合に応じ、それぞれ定める科目について修得するものとする。

イ 専修免許状 養護に関する科目又は養護教諭・栄養教諭の教育の基礎的理解に関する科目等

ロ 一種免許状又は二種免許状 養護に関する科目若しくは養護教諭・栄養教諭の教育の基礎的理解に関する科目等又は大学が加えるこれらに準ずる科目

第五条の二中「教諭に関する科目」を「養護教諭・栄養教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」に改め、同条の表を次のように改める。

第一欄	修得		基準	単位数
	第二欄	第三欄		
各科目に含めること	教育の基礎的理解に関する科目	道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目	道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目	教育実践に関する科目
目的	教育の基礎的理解に関する科目	道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目	道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目	教育実践に関する科目
含むこと	教育の基礎的理解に関する科目	道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目	道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目	教育実践に関する科目
修得すること	教育の基礎的理解に関する科目	道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目	道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目	教育実践に関する科目
を必	教育の基礎的理解に関する科目	道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目	道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目	教育実践に関する科目

こと を必 要と する 単位 数	の対応 を 含 む。）	思想 との連 携及び 学校の 学習 の過 に對を 含 む。）	生徒 に對を 含 む。）	の理論 及び方 法
六				
二				
二				
二				

備考  
一 第三欄及び第四欄に掲げる科目は、各科目に含めることが必要な事項のうち  
一以上の事項について修得するものとする。

第六条中「教科に関する科目」を「教科に関する専門的事項に関する科目」に、「第二  
条第二項」を「第二条第三項」に、「同条第三項」を「同条第四項」に、「教職に関する  
科目」を「各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」に  
改める。

附 則

この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。

○ 告 示

大分県告示第百二十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二（中国残留邦人等の円滑な帰  
国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平  
成六年法律第三十号）第十四条第四項により生活保護法の規定の例によることとされる場合  
を含む。）の規定により、次の指定医療機関からその名称変更の届出があった。

平成三十一年三月十九日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

医療機関の名称	所 在 地	変更年月日
変更前 みはら整形外科クリ ニック	変更後 みはらクリニック	竹田市大字会々一二五七番 地 平三〇・一一・一

大分県告示第百二十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二（中国残留邦人等の円滑な帰  
国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平  
成六年法律第三十号）第十四条第四項により生活保護法の規定の例によることとされる場合  
を含む。）の規定により、次の指定医療機関からその所在地変更の届出があった。

平成三十一年三月十九日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

医療機関の名称	所 在 地	変更年月日
訪問看護白梅の花	別府市青山町八一六	平二九・一一・一
変更前	変更後	
	別府市大字浜脇二九一一	

大分県告示第百二十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二（中国残留邦人等の円滑な帰  
国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平  
成六年法律第三十号）第十四条第四項により生活保護法の規定の例によることとされる場合  
を含む。）の規定により、次の指定医療機関から廃止の届出があった。

平成三十一年三月十九日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

医療機関の名称	開設者の氏名	所 在 地	廃止年月日
うえきデンタルク リニック	医療法人P l a n t r e e	豊後高田市新町二八二一番地三 二	平三〇・九・四
中尾眼科クリニッ ク	医療法人陽光会	中津市大字中殿五〇三番地の一の 二	平三〇・九・一〇
山口病院	医療法人平成会	別府市汐見町五番二九号	平三〇・九・三〇
中央歯科医院	古川 敏雄	臼杵市豊屋町二六九番地	〃
栗林歯科医院	栗 林 稔	国東市国東町鶴川三九八	〃
松田歯科	松 田 正 一	中津市片端町一三一一番地	平三〇・一〇・三一
やまが博愛病院	医療法人博愛会	杵築市山香町大字内河野三〇六七	〃

	(社団)	番地	
宮崎内科医院	医療法人真幸会	別府市青山町三〇五二番地五	平三〇・一一・一
森澤医院	森澤芳彦	別府市中須賀東町七組の一	平三〇・一一・三〇
大分先端画像診断センター	友成健一朗	別府市大字北石垣字雁屋沢津八一番地の五	〃
津井診療所大内クリニク	大内德行	佐伯市上浦大字津井浦一四六〇一八	〃
三栄薬局成宜店	有限会社三栄	日田市淡窓二丁目二二三	平三〇・一二・九
徳丸医院	徳丸勲	杵築市大字奈多一二四二番地	平三〇・一二・二二
餅ヶ浜内田医院	内田博	別府市餅ヶ浜町五―三九	平三〇・一二・三一
一丁目薬局	株式会社タイエ	中津市中央町一丁目七三八番一	〃
花井歯科クリニク	花井康	佐伯市駅前二丁目三―二二	〃

大分県告示第百二十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、次の指定医療機関から休止の届出があつた。

平成三十一年三月十九日

大分県知事 広瀬 貞

医療機関の名称	開設者の氏名	所在地	休止年月日
---------	--------	-----	-------

筑波クリニク	医療法人筑水会	豊後大野市大野町大原九八一―一	平三〇・六・二九
--------	---------	-----------------	----------

大分県告示第百二十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十九条の二第九項の規定により、県営耕作放棄地解消・発生防止基盤整備事業小富士地区一工区の換地処分をした。

平成三十一年三月十九日

平成三十一年三月十九日

大分県知事 広瀬 貞

大分県告示第百二十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十九条の二第九項の規定により、県営中山間地域総合整備事業竹田南部地区門田工区の換地処分をした。

平成三十一年三月十九日

大分県知事 広瀬 貞

大分県告示第百二十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定により、筒口地区土地改良事業共同施行から筒口地区の換地処分をした旨の届出があつた。

平成三十一年三月十九日

大分県知事 広瀬 貞

大分県告示第百二十八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成三十一年三月十九日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備えて一般の縦覧に供する。

平成三十一年三月十九日

大分県知事 広瀬 貞

道路の種類及び路線名	区間	区域変更前後別	敷地の幅員	延長
一般国道三八七号	宇佐市院内町温見字六反田七七七番二から 宇佐市院内町温見字深田七七八番二まで	前 後	メートル 一七・四 一三・六	メートル 三二・六

大分県報（告示）

一般国道五〇〇号	別府市大字鶴見字奥山田一一八五番七から 別府市大字鶴見字畝原一三三一番一 地先まで	前	二三・八 七・四	四五三・〇
	後	三三・四 一四・〇	四五三・〇	
県道日田玖珠線	玖珠郡玖珠町大字四日市字浦山三三三 六一番三地先から 玖珠郡玖珠町大字四日市字浦山三三三 五九番一七地先	前	七・〇 五・〇	一、二四〇・〇
	後	九・五 八・五	一、二四〇・〇	
県道八坂真那井線	杵築市大字日野字長利田二二八〇番 四八から 速見郡日出町大字間那井字神宮ノ西 三一六六番地先まで	前	一〇・五 四・七	八九・〇
	後	四〇・〇 六・〇	一〇六・五	
県道鳥越湯布院線	宇佐市安心院町筥ノ口字トブ一三〇 五番四から 宇佐市安心院町筥ノ口字御茶屋ノ元 一三八七番二まで	前	九・四 三・八	五七二・五
	後	四二・二 六・八	五七二・五	

大分県告示第百二十九号  
 道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のように道路の

○公 告	道路の種類及び路線名	供用開始区間	供用開始年月日
	一般国道三八七号 県道中津高田線 県道玖珠山国線 県道日田玖珠線 県道八坂真那井線 県道鳥越湯布院線 県道成仏杵築線	宇佐市院内町二日市字古屋敷二一五番二から 宇佐市院内町二日市字岩ノ下三七八番三まで 宇佐市院内町温見字六反田七七七番二から 宇佐市院内町温見字深田七七八番二まで 宇佐市大字浜高家字東浜筋三〇八番九から 宇佐市大字下高家字大藪一九五九番二まで 玖珠郡玖珠町大字太田字松信四〇六一番二か ら 玖珠郡玖珠町大字太田字松信三九八七番六ま で 玖珠郡玖珠町大字四日市字浦山三三五九番二 七地内 玖珠郡玖珠町大字四日市字浦山三三五九番二 七地内 玖珠郡玖珠町大字四日市字浦山三三五九番二 九地内 杵築市大字日野字長利田二二八〇番四八から 速見郡日出町大字真那井字神宮ノ西三一六六 番地先まで 宇佐市安心院町筥ノ口字トブ一三〇五番四か ら 宇佐市安心院町筥ノ口字御茶屋ノ元一三八七 番五まで 杵築市大字鴨川字鴨川九七一番一五地先から 杵築市大字鴨川字鴨川一二五三番二まで	平三二・三・二九 平三二・三・二五

供用を開始する。  
 その関係図面は、平成三十一年三月十九日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え  
 置いて一般の縦覧に供する。  
 平成三十一年三月十九日  
 大分県知事 廣瀬 貞

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので次のとおり公示する。  
平成三十一年三月十九日

大分県企業局長 神 昭 雄

一 調達をする物品等の種類及び予定数量

薬品（ポリ塩化アルミニウム（PAC））（年間単価契約）  
規格 JIS K一四七五

予定購入数量 約二千百トン

競争入札の参加者資格

1 競争入札に参加することができない場合

(一) 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の四第一項に規定する者に該当する場合

(二) 営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない場合

(三) 県税を滞納している場合

(四) 営業年数が一年未満の場合

(五) 経営者等（法人にあつては役員、支配人又は営業所の代表者、個人にあつてはその者、支配人又は営業所の代表者をいう。）が、暴力団関係者（暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団（同条第二号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員と交わりを持つ者をいう。以下同じ。）である場合

(六) 暴力団関係企業等（暴力団若しくは暴力団員が経営を支配し、又は利用していると認められる企業若しくは団体をいう。）である場合

2 資格審査事項については、次のとおりとする。

(一) 年間契約実績（平成三十一年四月一日（以下「基準日」という。）の属する営業年度の直前の営業年度（決算が基準日までに確定しない場合にあっては、決算の確定している営業年度。以下「基準年度」という。）の販売等の実績をいう。）

(二) 経営規模

イ 自己資本額（基準年度の決算における自己資本金の額をいう。）

ロ 従業員数（基準日の前日における営業に従事する者の数をいう。）

ハ 機械設備等（基準年度の決算における機械設備等の保有状況をいう。物品の製造を業とする者に限る。）

(三) 営業年数（基準日の前日までの営業年数をいう。）  
(四) 流動比率（基準年度の決算における流動資産の額を流動負債の額で除して得た数値を百分率で表したものをいう。）

三 入札を希望する者の資格申請の方法等

1 申請の方法

県の所定の競争入札参加資格審査申請書及び添付書類を知事に提出するものとする。

2 申請書の入手、提出先及び問合せ先

大分県会計管理局用度管財課物品調達班

〒八七〇―八五〇―一 大分市大手町三丁目一番一号

電話 ○九七―五〇六―二九五七

3 申請の時期

平成三十一年三月十九日（火曜日）から同年四月一日（月曜日）までとする。なお、申請者が期日以降に申請を希望する場合は、その後も随時に受け付けるが、入札に間に合わない場合がある。

四 入札参加資格の有効期間

資格を取得した日から平成三十三年九月三十日までとする。

五 競争入札参加資格申請書の入手方法

1 申請書の交付場所

三の2に同じ。

2 インターネットによる入手

大分県ホームページ <http://www.pref.oita.jp/soshiki/20100/301005youdokanzai.html>

六 入札参加資格の取消し等

1 入札参加資格を取得した者が次の(一)から(四)までのいずれかに該当する場合その他知事が必要と認める場合は、当該入札参加資格を取り消し、又はその事実があつた後三年間の範囲内で知事が定める期間競争入札に参加することができない。

(一) 地方自治法施行令第六十七条の四第二項に規定する者に該当すると判明した場合

(二) 二の1の入札に参加することができない場合の(一)から(六)までの事由のいずれかに該当すると判明した場合

(三) 競争入札参加資格申請書及び添付書類に虚偽の記載をし、その事実が競争入札参加資格取得後に判明した場合

(四) 競争入札参加資格を有する者が、贈賄等により逮捕若しくは起訴され、又は暴力団関係者に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与えたと判明した場合

2 1により入札参加資格を取り消したときは、その旨を当該入札参加資格を取得した者に周知する。

次のとおり一般競争入札に付するので公告する。

平成31年3月19日

大分県企業局長 神 昭 雄

1 競争入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の種類、予定数量等  
薬品（ポリ塩化アルミニウム（PAC））（年間単価契約）

規格 JIS K1475

予定購入数量 約2,100トン

(2) 納入期限

別途定める日

(3) 納入場所

大分市大字下判田 判田浄水場

大分市大字大津留 大津留浄水場

2 競争入札参加資格及び当該資格を得るための申請方法等

(1) 競争入札参加資格

大分県が発注する物品の購入に係る競争入札に参加する者に必要な資格を得ている者

(2) 申請の方法

上記(1)に掲げる入札参加資格のない者で入札を希望する者は、入札参加資格審査申請書に必要書類を添付して提出すること

(3) 入札参加資格審査申請書の入手、提出先及び問合せ先

大分県会計管理局用度管財課物品調達班

〒870-8501 大分市大手町3丁目1番1号

電話 097-506-2957

3 契約条項を示す場所及び日時

(1) 場所

大分県企業局総務課契約管財班

〒870-8501 大分市大手町3丁目1番1号 大分県庁舎新館4階

電話 097-534-1341

(2) 日時

平成31年3月19日（火）から同年4月1日（月）まで（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後5時まで

4 入札説明書の交付場所及び日時

上記3に同じ

5 入札書及び契約の手續において使用する言語及び通貨

(1) 使用言語 日本語

(2) 通貨 日本国通貨

6 入札参加条件

2の競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項を満たす者で、かつ、次の条件を全て満たしている者

自己又は自己の役員等が、次のいずれにも該当しない者であること及び次の各号に掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 暴力団員が役員となっている事業者

エ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者

オ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者

カ 暴力団（員）に経済上の利益や便宜を供与している者

キ 役員等が暴力団（員）と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者

ク 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用してしている者

ク なお、資格要件確認のため、大分県警察本部に照会場合があります。

7 入札書の提出場所及び提出期限

(1) 提出場所 大分県企業局総務課

(2) 提出期限 平成31年4月4日（木）午後1時30分

ただし、郵送の場合は、平成31年4月3日（水）午後5時00分までに必着すること。

8 開札の場所、日時等

(1) 開札場所 大分県庁舎新館4階 大分県企業局入札室

(2) 日時 平成31年4月4日（木）午後1時30分

<p>(3) 再度入札 開札した場合において、落札者がいないときは、6日以内に再度の入札を行う。</p> <p>9 入札保証金に関する事項 免除とする。</p> <p>10 契約保証金に関する事項 契約金額（入札単価に2,100を乗じ、さらに1.08を乗じて得た額をいう。）の100分の10以上の契約保証金を納付すること。ただし、次の場合は、契約保証金の全部又は一部の納付が免除される。</p> <p>(1) 保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。</p> <p>(2) 過去2年間に国又は都道府県と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したものであるについて、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。</p> <p>11 入札の無効 大分県契約事務規則（昭和39年大分県規則第22号）第27条に規定する事項のほか、次に掲げる事項のいずれかに該当する入札は無効とする。 なお、無効入札をした者は、再度入札に参加することができない。</p> <p>(1) 金額の記載がないもの</p> <p>(2) 入札に関する条件に違反したもの</p> <p>(3) 入札書が所定の場所及び日時に到達しないとき。</p> <p>(4) 入札書に入札者又はその代理人の記名がなく、入札者が判明できないとき。</p> <p>(5) 誤字、脱字等により、入札事項が確認できないとき。</p> <p>12 落札者の決定の方法 (1) 有効な入札書で、大分県契約事務規則第23条の規定により作成された予定価格の範囲内の価格で、最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。</p> <p>(2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、くじによる落札者決定を行う。この場合、当該入札者がくじを引かないときは、本調達契約に関係のない職員に代わりにくじを引かせるものとする。</p> <p>13 契約に関する事務を担当する部局の名称 上記3の(1)に記載する部局とする。</p> <p>14 その他 この調達は、世界貿易機関（WTO）に基づき政府調達に関する協定の適用を受ける。</p> <p>15 Summary</p>	<p>(1) Nature and quantity of the products to be purchased Poly Aluminium Chloride (PAC) (annual unit – price contract ) About 2,100ton</p> <p>(2) Time limit for tender 1 : 30 pm. 4 April, 2019</p> <p>(3) Contact office for contract Contract and property management Section General Affairs Division Oita Prefectural Public Enterprises Office 3-1-1 Ohte machi, Oita city 870-8501 TEL 097-534-1341</p>
--	---